

今井久著「伊予国分寺と白鳳瓦—最初に国分寺制度を造ったのは誰か—」批判

川瀬健一

この論文は、伊予国分寺の後から白鳳瓦が出土するという、従来の定説である国分寺は天平13年(741)年三月の聖武天皇による「国分寺建立の詔」によって創建されたという理解に反する事実を、長井数秋著「永納山城小論」や、庄司圭司著「誰が国分寺の制度を作ったか」という先行研究に主に依拠しながら、解き明かした論考で、『古田史学会報』132号に掲載されたものである。

そして著者の結論は、国分寺制度は九州王朝の多利思北孤であるというもので、その根拠は

1：続日本紀などの史料に、いわゆる国分寺建立の詔以前に全国に国家によって建立されたとみられる国ごとの寺院が存在していることと、続日本紀自身が、この詔の直前の正月15日の条で、故藤原不比等の食封を返却したうちの3000戸を諸国の国分寺に編入して丈六の釈迦仏造営の料に充てたと語るように、国分寺の称はかの詔以前からあった。

2：かの詔では国分寺という称は使われず、「国ごとに七重塔を新たに建立し、寺には金光明最勝王経と妙法蓮華経を書写せよ。七重塔には別に天皇自身が書写した金泥の金光明最勝王経を納める。国ごとに建てる僧寺は金光明四天護国寺と命名し、尼寺は法華滅罪之寺と命名せよ」としている。

3：続日本紀では、この詔で定めた寺の名前を徐々に変化させて、国分寺と金光明寺の名前を混在融合させようとしているが、結局は国分寺・尼寺の名前だけが残った。

4：諸国の国分寺の遺構を見るとそれは、回廊の中に塔を置く古式の7世紀の伽藍のものと、回廊の外に塔を置こう新しい8世紀の伽藍とが混在する。そして全国の国分寺遺構を分類すると、九州王朝の版図と見られる西海道はすべて古式の伽藍配置で新式のものではなく、大和王朝の版図と見られる畿内は古式の物がまったくなく、新式の伽藍配置だけになっており、九州王朝と大和王朝の版図の中間地域では両者が混在し、東国もまた両者が混在する。この事実から国分寺の建設主体と時期の違いが見て取れる。なお古式の遺構からは白鳳期の瓦も出土する。

以上の事実のより今井氏は、

7世紀に九州王朝によって創設された国分寺制度を、8世紀になって大和王朝はそこに金光明経の書写や丈六の釈迦像や7重塔などの建立などによって新たに金光明寺・法華寺と命名せよと押しつけていったが、大規模な寺院を次々と造立する資金も不足したので、諸国では古い国分寺尼寺を転用することもなされ、寺名も結局は、九州王朝による国分寺尼寺の名が残ったと理解された。

そして白鳳期の瓦が出土し塔が回廊内にある伊予国分寺は、大和王朝の創建ではなく、九州王朝の創建だと結論づけた。

その上で今井氏はこの国分寺制度を創設したのは倭国王多利思北弧だとしてののだが、その根拠は、彼が仏法興隆に尽くした王であることと、すでにいち早く中国を統一した隋王朝のもとでは、中央に全国の官寺を管轄する総本山的な寺院が存在し、諸国の官寺に舍利を配布したり舍利塔の造立が命じられていたので、これを倭国王多利思北弧が導入したと推測した。

以上が私の今井論文の理解である。

しかしこの結論や論証の過程には問題がある。

1：続日本紀での「国分寺」表記の変遷の論考は、先行研究に依拠しつつ、関連の個所を読んで構成しただけで、続日本紀全編を今井氏が精読されたあとがないこと。このため、今井氏は、国分寺の呼称が続日本紀に出てくる以前の神亀5年12月28日（728年）に諸国に10巻本の金光明経が書写配布された事実を見落としており、この事実が以後諸国の国府に建てられた官寺を「国分の金光明経」を持った寺と認識して、それを「国分寺」と呼ぶことを可能にしたことを見落とされた。さらに続日本紀のもっと以前の条、大宝元年8月4日（701）の太政官の決定に、満5年の年限を過ぎた筑紫の観世音寺と筑紫尼寺の食封を停止すると記したことも見落とされ、この「筑紫尼寺」が九州王朝が創設した国ごとの官寺のうちの尼寺の呼称である可能性に気がつかれなかった。つまり九州王朝が創設した国毎の官寺（僧寺・尼寺）の呼称は、国毎の名前を冠したものであり、筑紫国なら筑紫寺・筑紫尼寺であった可能性も気がつかれなかった。

したがって続日本紀を通読する限り、国毎に設けられた官寺の呼称は、最初は国名を冠した「筑紫寺」「筑紫尼寺」であったものを、大和王朝がこれらに金光明経を配布することで、「国分の金光明を持つ寺」として「国分寺」と改称しようとしたこと。さらに後にこの寺に金光明最勝王経を配布し、尼寺には妙法蓮華経を配布して、それぞれを「金光明四天護国之寺」（略称金光明寺）「法華滅罪之寺」（略称法華寺）と改称しようとしたが、何らかの理由で（続日本紀の通読が完了すればわかるかもしれないが、以下は仮説です）この名称が全国の本山の東大寺と法華寺の独占となったために、結果として国分の金光明最勝王経と妙法蓮華経を持つ、国分寺・国分尼寺と呼ばれるようになったと理解すべきだと考える。

2：国分寺の伽藍配置に2種類あり、それが時代も異なるとともに、その分布地域が極めて政治的であることについては、根拠となった史料の詳細な提示が必要である。この部分こそこの論考で、「国分寺制度」が大和王朝創設のものではないことを示す物的証拠なのだから、なおさら慎重に資料提示を行う必要があると思う。しかし今井氏をこれを先行の研究に依拠して概要を提示しただけなのは問題があると思う。

3：「国分寺制度」創設を倭国王多利思北弧だとした結論は、単に状況証拠のみであって、

今井氏も明言しているように、確たる史料がない。

しかし私が続日本紀を通読して発見したように、「国分寺建立の詔」のずっと以前40年以上前に「筑紫尼寺」なる寺があって食封を得ていた、つまり官寺であったことを太政官の決定が伝え、同じくこの決定で食封を停止された筑紫の観世音寺と近江の志我山寺も、大和王朝が関与していない官寺であることを示唆し、志我山寺の場合は、この時より30年も以前から食封が与えられていたことは、大和王朝以前に、諸国に統一的な官寺が設けられていたことを示唆している。また、聖武天皇の神亀元年10月1日の詔で(724)で、京や畿内の僧尼で出家の経緯などが書類で確かめられない物に僧尼の認定をしてよいかとの問いに対する答えとして、「白鳳以来朱雀以前」ははるか昔でわからないので実情を調査して認定せよと命令したことは、661年から684年の時期、つまり白村江の敗北以後においてもまだ僧尼の認定の権限が大和王朝にはなく、九州王朝にあった可能性を示唆しているなど、正史でさえも、「国分寺制度」創設がずっと以前の7世紀もしくは6世紀にあることを示す史料が残存している。これらを精査して、九州王朝創設の国毎の官寺の制度の期限を明らかにすべきであると考えている。

最後に形式的なことだが、今井論文は学術的にはその記述方法が問題がある。

1：先行文献からの引用だが、その文献いつどこで発表されたか明記されていない。先行文献の引用の際には、著者名、本や論文の名前、論文の掲載された雑誌名、本や雑誌の発行された時期を明示するとともに、引用した個所がそれらの文献の何ページなのかも記すべきである。そうでないと再検証ができない。また著者の今井氏の考えと先行文献を記した著者の見解が混在していることも、どこまでが先行研究の見解で、どこからが今井氏の独自の見解なのかを判断しづらくしている。最初に先行研究から今井氏が理解したことを記し、その後にそれに対する批判や今井氏が新たに研究して付け加えたことや発見を記す形に、論考をまとめてほしいものである。

2：続日本紀の記事の引用を、講談社学術文庫版の現代語訳で行っている。しかしこの本は訳者が勝手に「国分寺」の語を補っている個所が多々あるので、やはりこれは原文の漢文を提示すべきであると思う。漢文で確認してみると、国分寺建立の詔には国分寺の語はなく、その直前の太政官の命令書には国分寺の語があることが確認できますので。他もすべて漢文の原文でみるべきです。読みにくければ著者が独自に読み下し文を付記したらよいでしょう。

ここは論考を発表する際に注意してほしい。(2016年2月16日)

今井論文批判の追記

川瀬健一

今井さんの先行論文、「九州古代史の会」の論文集『「倭国」とは何か』(2006年12月同

時代社刊) 所収の、第三章：庄司圭次著「誰が国分寺の制度を創ったか」を手に入れて精査し、今井論文と比較してみました。

結論。

今井論文の大部分は、庄司論文のコピーであり、その間に数ヶ所伊予国分寺に関する資料を挟み、最後の結論部分、「国分寺をつくった王はだれか」の部分、庄司論文ではこれを、七世紀型の回廊の中に塔を置いた寺院配置に二種類あることから、九州王朝の多利思北孤と上宮大王の二人としていたのとは異なり、これを否定する根拠は示さずに、多利思北孤だとしたものでした。

今井さんの論文を肥沼さんが整理した「目次」にそっていえば、

一. 「国分寺建立」は聖武天皇が始めた、その実態の検討

イ. 「国分寺」創建の詔の寺の「名称」

ロ. 聖武天皇の詔の前にすでに国分寺が存在している事を示す記録があること

ハ. 『続日本紀』は詔勅の「金光明寺・法華寺」の寺名を抹消した

は全文が庄司論文のコピー。

二. 聖武天皇の詔の前に全国に国が統制する寺院が存在

は冒頭に伊予のことを付記した以外は

イ. 「詔」以前の文献にあらわれる国分寺と推定される寺院の存在

ロ. 聖武天皇の詔の百年前. 七世紀に寺院数が激増

の二項は庄司論文からのコピー。

ハ. 九州地方には左記の初期寺院が、小田富士雄氏に仍って列挙されている

ここは庄司論文の典拠である、角田文衛編「新修国分寺の研究」全7巻9冊の中の、小田富士雄論文からの抜粋のあとに伊予のことを追記。

三. 国分寺遺跡出土の遺構・遺物が示す疑問点

1. 国分寺遺跡出土の伽藍配置が大きく二つに分かれている(塔が回廊内か回廊外か。前者が古式)

2. 全国の国分寺遺跡から出土する国分寺の伽藍配置が分裂(古式からは白鳳瓦が出土)

この項はすべて庄司論文のコピー。

四. 伊予の国分寺の考察(古式の伽藍配置で白鳳瓦が出土)

この項は以上の庄司論文の考察を是認したうえで、伊予の状況を他の文献から引用して、伊予国分寺も九州王朝創建と結論づける。

五. 国分寺制度を最初に創ったのは倭国九州王朝である

この項もほとんど庄司論文のコピー。

六. 「国分寺制度創設」を開始した倭国王は誰か

この項で、倭国王多利思北孤がその創設主体だと論じる根拠となった隋王朝の仏教治國政策の部分はすべて庄司論文のコピー。これにつづけて、今井さんが自分の結論をこれを証明する史料がないので推測になるがとことわって、展開する。

これ以後のまとめになる部分は、以上の庄司論文の「要旨」(要旨や抜粋どころではなく、全 36 ページの庄司論文からおよそ 14 ページを丸々コピーしたもの)に基づいて自分の結論とともにまとめた。

これでは歴史学の論文とはいえない。大学の学部学生のレポートレベル。論文とするには、

- 1 : 庄司論文の論証過程と結論を、基本文献である「続日本紀」全体にあたり、そして同じく基本文献である諸国の国分寺の伽藍配置など発掘報告を精査し(これは庄司氏が参照した「新修国分寺研究」の諸論文と、ここに掲載されていない各地の発掘報告書が対象)、庄司氏の論証と結論が正しいかどうか今井氏自身が考察して、庄司氏の論を肯定した理由を明記する。また今井氏は庄司氏の結論とはことなる建設主体をあげたのだから庄司論を否定する根拠を明記しなければならない。
- 2 : このうえで、伊予国分寺に関する文献や考古学調査の結果を精査し、伊予国分寺から白鳳瓦が出土することを意味を、自身の言葉で論証結論づけなければいけない。

こうした作業をしていない今井さんの「論文」を力作と呼んで機関誌に掲載しているようでは、古田史学の会の学問的レベルに疑問符がつけられます。

庄司氏も角田文衛さんが編集した膨大な文献を読んで、学者たちの説を基にして、国分寺が聖武天皇によって創建されたとの定説に反する事実が、文献史学の立場からも考古学の立場からも多数提起されているが、学者たちはこれに有効な学説を建てられていない。文献史学の人、聖武天皇の詔勅以前に、文字通り国分寺・国分尼寺を創設せよ」との詔勅があったのかもしれないとの仮説を導入するだけで、それがいつ誰によって出されたかを論証できていない。考古学者は詔勅とことなる 7 世紀と考えられる遺跡が国分寺遺跡の三分の一を占めている事実は解釈できていない。こうした事実を基にして、これは大和王朝に先んじて存在した九州王朝によって国分寺制度が創建されたと考えないと理解できないとされたのである(なんと今井論文は、庄司論文のこの大事な部分を全文カットしている。こここそ庄司論文の論証の肝なのに。)

だがここにも問題はある。

庄司氏はおそらく「続日本紀」全体を精査されていない。だから私が見つけた「筑紫尼寺」の記述や「金光明経の全国配布」の事実は確認されていない。国分寺の多元的歴史観からの研究にはまず、「続日本紀」の全体の精査が必要である。

そして考古学で 7 世紀型とか 8 世紀型と呼んでいる根拠を精査することも必要である。考古学の遺跡や遺物は直接年代を示すことはない。そこに文字ではっきりと年代を示す遺物があったり、国分寺の例でいえば、確実に創建年代が文献でも確認できる寺でないかぎり、年代は推定にすぎず、7 世紀型といっても、6 世紀のものもあるだろうし 8 世紀のものもある。ここを精査することが第一。

そのうえで、庄司氏がまとめた全国国分寺の、7世紀型と8世紀型の分布が正しいのかどうかの精査をしなくてはならない。庄司氏の全国分布は、九州と近畿という二つの分布中心が存在したことをしめしており、国分寺が二つの建設主体があったことを示す重要な史料だからである。

以上今井論文についての私の批判の追記です。前に「習作」として書いた批判は、今井論文が庄司論文の引き写しであることから生じたものだと思います。

(2016年2月19日)